

南丹市における外出支援サービス事業（福祉有償運送部分）の追加変更について

◎自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送（園部・八木地域）【高齢者生活支援事業分】

福祉有償運送（市内全域）【子ども発達・療育支援事業分を追加】

◎有償運送事業者 **変更なし**

福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会

◎運送の区域

福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 南丹市園部町・八木町
【高齢者生活支援事業分】

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 南丹市全域

【子ども発達・療育支援事業分を追加】

◎運送自動車数及びその種類

福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
車いす車7台（内、軽自動車3台）、回転シート車2台（内、軽自動車2台）【高齢者生活支援事業分】

セダン等1台【子ども発達・療育支援事業分を追加】

◎旅客の範囲

福祉有償運送 【高齢者生活支援事業分】

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、介護保険法第19条第1項及び第2項に規定する、要支援認定・要介護認定を受けている者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者

【子ども発達・療育支援事業分を追加】

本市に住所を有する障がいのある児童若しくは発達支援の必要な児童で、通所による指導になじむ1歳6カ月以上の就学前の児童で南丹市子育て発達支援センター施設条例施行規則第18条に規定する運営委員会の選考により療育を受けることが適当と認められた児童のうち、南丹市内の保育所等に併行通所する児童であって、児童デイサービス事業終了後、自宅での療育が困難な児童。

◎運転手の数 **変更なし**

福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 15名

◎旅客から収受する対価及び利用区域

福祉有償運送	利用者負担額 保険料 1,000円 【高齢者生活支援事業分】 目的地までの距離30km以内 1回500円 以降、10kmごと100円加算（人口透析の場合も同額） 【子ども発達・療育支援事業分を追加】 1回250円（片道） 市民税非課税世帯は1回120円（片道）
	利用区域 【高齢者生活支援事業分】 南丹市内、京丹波町内、亀岡市内、綾部市内、京都市の一部（京北町） 移送先は原則医療機関のみ 【子ども発達・療育支援事業分を追加】 南丹市内保育所・幼稚園

南丹市における外出支援サービス事業の継続について

◎自家用有償旅客運送の種別

- 過疎地有償運送（日吉・美山地域）
- 福祉有償運送（園部・八木地域）

◎有償運送事業者

- 過疎地有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
- 福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
財団法人南丹市福祉シルバー人材センター

◎運送の区域

- 過疎地有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 南丹市日吉町・美山町
- 福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 南丹市園部町・八木町
財団法人南丹市福祉シルバー人材センター 南丹市園部町

◎運送自動車数及びその種類

- 過疎地有償運送 普通乗用車18台（内、軽自動車11台）
- 福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会
車いす車7台（内、軽自動車3台）、回転シート車2台（内、軽自動車2台）
財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
車いす車3台（内、軽自動車1台）、セダン等3台（内、軽自動車2台）

◎旅客の範囲

- 過疎地有償運送 移動制約者・住民等であり登録した者
- 福祉有償運送 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、介護保険法第19条第1項及び第2項に規定する、要支援認定・要介護認定を受けている者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者

◎運転手の数

- 過疎地有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 14名
- 福祉有償運送 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会 15名
財団法人南丹市福祉シルバー人材センター 7名

◎旅客から収受する対価及び利用区域

過疎地有償運送 福祉有償運送	利用者負担額 保険料 1,000円 目的地までの距離30km以内 1回500円 以降、10kmごと100円加算（人口透析の場合も同額）
	利用区域 南丹市内、京丹波町内、亀岡市内、綾部市内、京都市の一部（京北町） 移送先は原則医療機関のみ